

## 佐賀県キャリア形成プログラムの改正（案）

---

適用医師が業務を行う医療機関  
（修学資金の返還免除の対象となる医療機関）  
の見直しについて

佐賀県健康福祉部医務課  
医療人材政策室  
令和5年6月19日

# 佐賀県医師修学資金の返還免除の対象となる業務

## ○佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則

### 第10条の2 返還免除の対象となる医療機関等における業務

「返還免除の対象とする業務は、キャリア形成プログラムに定められた医療機関等における業務とする」

## ○キャリア形成プログラム

### 対象診療科

内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科、救急科、総合診療科

### 対象医療機関等

- ① 医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する病院
- ② 国立大学法人が開設する病院
- ③ 独立行政法人国立病院機構が開設する病院
- ④ (産婦人科専門研修医及び産婦人科専門医は) 県内の病院又は診療所
- ⑤ 佐賀県地域医療対策協議会による派遣決定が行われた医療機関
- ⑥ 知事が必要と認めた医療機関(育児や家族の介護等特別な事情がある場合に限る)

①	佐賀県医療センター好生館
	唐津市民病院きたはた
	多久市立病院
	小城市民病院
	伊万里有田共立病院
	佐賀市立富士大和温泉病院
	町立太良病院
	唐津赤十字病院
	済生会唐津病院
佐賀中部病院	
②	佐賀大学医学部附属病院
③	NHO佐賀病院
	NHO嬉野医療センター
	NHO肥前精神医療センター
	NHO東佐賀病院

# 返還免除医療機関に社会医療法人を追加することについて

## 【社会医療法人について】

- ✓ 平成18年の医療法改正により新たに創設された法人区分。
- ✓ 主に公的医療機関が担ってきた公益性の高い医療など地域で必要な医療を行う主体となるもの。
- ✓ 認定区分は、「へき地・救急・災害・周産期・精神科救急・小児救急」に分類。
- ✓ 県内で認定を受けた医療機関は織田病院（H27／救急）、山元記念病院（H21／救急）

## 【主な認定要件】

- ✓ 医療計画に定める5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療）に係る業務を行っていること
- ✓ 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療について、規定の実績を有していること（救急医療の場合）  
休日・時間外加算算定件数（初診）／初診料算定件数=20%以上、又は  
休日・時間外搬送受入件数=年間750件以上

## 【論点】

- ✓ 医師修学資金の必要勤務期間中の勤務は、民間の医療機関に期待することのできない、地域において必要な医療を担っている公立・公的医療機関等に限っており、その勤務を返還免除の対象としている。
- ✓ 社会医療法人は、公的医療機関の機能を代替するものとして認定されることから、社会医療法人の事業のうち、認定を受けた事業に係る業務に限って、返還免除対象の勤務として取り扱ってよいのではないか。

## ○参考

九州では、大分県、宮崎県及び鹿児島県において、社会医療法人が医師修学資金貸与者の派遣先医療機関に含まれている。

# 佐賀県キャリア形成プログラム改正案

	改正案	現行
第1章 佐賀県キャリア形成プログラムについて 第2 プログラムの内容	<p>4 対象医療機関等</p> <p>(1) 適用対象者が業務を行う医療機関等は次に掲げる県内の医療機関等とする。</p> <p>ア 県貸与医師及び適用希望医師は、医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する病院、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が開設する病院、<u>独立行政法人国立病院機構が開設する病院及び医療法第42条の2第1項各号の要件に該当するものとして県の認定を受けた医療法人（認定を受けた事業に係る勤務に限る）</u>又は産婦人科専門研修プログラムを選択した医師及び当該プログラムに基づき産婦人科専門医を取得した医師は、県内の病院又は診療所</p> <p>イ 自治卒業医師は、規程第7条における医療機関等</p> <p>ウ 佐賀県地域医療対策協議会による派遣決定が行われた医療機関</p> <p>エ 知事が必要と認めた医療機関</p> <p>(2) 知事が必要と認めた医療機関とは、適用対象者の育児や家族の介護等特別な事情がある場合に限り認めるものとする。</p>	<p>4 対象医療機関等</p> <p>(1) 適用対象者が業務を行う医療機関等は次に掲げる県内の医療機関等とする。</p> <p>ア 県貸与医師及び適用希望医師は、医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する病院、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が開設する病院及び独立行政法人国立病院機構が開設する病院又は産婦人科専門研修プログラムを選択した医師及び当該プログラムに基づき産婦人科専門医を取得した医師は、県内の病院又は診療所</p> <p>イ 自治卒業医師は、規程第7条における医療機関等</p> <p>ウ 佐賀県地域医療対策協議会による派遣決定が行われた医療機関</p> <p>エ 知事が必要と認めた医療機関</p> <p>(2) 知事が必要と認めた医療機関とは、適用対象者の育児や家族の介護等特別な事情がある場合に限り認めるものとする。</p>